

ジョイントグループ協定書（雛型）

_____（以下「甲」という）、_____（以下「乙」という）
及び_____（以下「丙」という）とは、紙製容器包装の再商品化に関し、
ジョイントグループを形成し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「発注者」という）が
発注する紙製容器包装の再商品化業務を第2条に記載するジョイントグループの
構成員が共同連帯して請負うことを目的とする。

（ジョイントグループの名称及び構成員の名称及び住所）

第2条 ジョイントグループの構成員名称及び住所は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇町〇〇番地

甲株式会社

〇〇市〇〇町〇〇番地

乙有限会社

〇〇市〇〇町〇〇番地

丙株式会社

2. ジョイントグループは、〇〇〇グループと称する

（代表事業者の名称）

第3条 ジョイントグループは、_____を代表事業者とする。なお、連絡先は
以下のとおりとする。

〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇会社内

代表者：

Tel：

Fax：

（代表事業者の役割）

第4条 ジョイントグループの代表事業者は、再商品化業務の実施に関し、ジョイントグ
ループを代表して発注者及び市町村と折衝・報告などをする権限並びに代表事業
者の名義をもって再商品化委託料の請求及び受領する権限を有するものとする。

2. ジョイントグループの代表事業者は、再商品化業務の実施に関し実施契約書第24
条に基づき発注者に支払うべき再商品化委託料がある場合、ジョイントグループ
を代表してジョイントグループ名義で当該再商品化委託料を発注者が指定する発
注者の銀行口座に、振込み手数料を控除することなく、一括して支払うものとす

る。

(ジョイントグループの成立及び解散の時期)

第5条 ジョイントグループは、平成〇年〇月〇日に成立し、発注者とジョイントグループとの紙製容器包装再商品化実施契約書（以下「実施契約書」という）第8条の有効期間満了後1ヶ月を経過した日に解散する。なお、解散後といえども、ジョイントグループが発注者またはその他第三者に法的義務を負ったときは、構成員は共同連帯してその義務を履行する。

(契約手続きの委任)

第6条 各構成員は、実施契約書の締結手続きの一切を代表事業者の本協定書をもって委任し、代表事業者はこれを引き受ける。

(再商品化業務の分担)

第7条 各構成員の業務の分担は次のとおりとし、詳細については、甲、乙及び丙が協議のうえ必要に応じて別途定める。

例	<u>選別</u>	:	〇〇〇 会社
	<u>固形燃料化</u>	:	〇〇〇 会社
	<u>運搬</u>	:	〇〇〇 会社

(委託金)

第8条 委託金の配分については構成員が別途協議して定める。

(取引金融機関)

第9条 ジョイントグループの取引金融機関は、〇〇銀行とし、〇〇〇グループ代表〇〇会社の名義によって設けられた専用の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員への送金)

第10条 代表事業者は、発注者から前条記載の預金口座に再商品化委託料が送金されたときは、第8条に基づき算出される金額を直ちにそれぞれ構成員の銀行口座に送金する。

(構成員の責任の分担)

第11条 構成員が、その分担業務に関し、発注者、第三者又は他の構成員に与えた損害は、損害を与えた構成員がこれを負担する。

2. 損害の原因が特定出来ないときは、関係構成員が協議して損害の負担割合を定めるものとし、協議が整わないときは、関係構成員の入札時の分担業務の金額の割合に応じて損害を負担する。

(権利義務の譲渡および再委託の禁止)

第 12 条 構成員は本協定書に基づく権利義務を他の構成員又は第三者に譲渡することはできない。

2. 構成員は、分担業務を他の構成員又は第三者に再委託することはできない。

(構成員の脱退)

第 13 条 構成員は、実施契約書第 8 条の有効期間満了後 1 ヶ月を経過するまでは脱退できない。

2. 構成員は、ジョイントグループを脱退したことによって他の構成員に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

(実施契約書の遵守)

第 14 条 構成員は、実施契約書の定めを遵守し、共同連帯して紙製容器包装の再商品化業務を実施する。

(協議事項)

第 15 条 本協定書の当事者は、本協定書に定めのない事項又は本協定書の内容について疑義を生じたときは、誠意をもって協議し、解決する。

本協定の証として、甲、乙及び丙は本協定書__通を作成し、記名捺印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 21 年 月 日

甲：

乙：

丙：